

# サックル介護保険相談所運営規程

社会福祉法人 富門華会

サックル介護保険相談所

# サクル介護保険相談所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人富門華会が開設する指定居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態及び要支援状態にある高齢者の心身の状況、生活環境、本人・家族のニーズを勘案し、日常生活に必要な保健医療・福祉サービスを適切に利用できるよう居宅サービス計画を作成することを事業の目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要介護状態及び要支援状態の高齢者が、心身の状況及び希望により、居宅、施設のサービスが適切に利用できるよう市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設との連絡調整を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 サクル介護保険相談所
- (2) 所在地 勇払郡安平町早来栄町157番地1 (ケアハウスサクルに併設)

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名 (介護支援専門員兼務)

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、指定居宅介護支援計画の提供にあたるものとする。

- (2) 介護支援専門員 2 名 (専任介護支援専門員1名、兼務介護支援専門員1名)

介護支援専門員は、事業所に対する指定居宅サービス計画に係る介護計画の立案、関係機関との調整を行うものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営 業 日 日曜日と12月31日から1月3日を除く毎日。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時まで。
- (3) 他施設との連携により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(提供方法、内容及び利用料、その他の費用の額)

第6条 事業の提供方法、内容及び利用料、その他の費用は、次のとおりとする。

(1) 相談を受ける場所

- ・ケアハウスサックル相談室

(2) 使用する課題分析表の種類

- ・「竹内式」

(3) サービス担当者会議の開催場所

- ・ケアハウスサックル会議室
- ・安平町保健センター会議室

(4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度

- ・初回必ず訪問し、利用者の身体、精神状態を的確に把握するとともに、毎月の定期訪問の他、利用者の状態変化や家族の要望等により不定期訪問を実施することとする。

(5) 事業の内容

- ・居宅サービス計画の立案、市町村、居宅介護支援事業者、介護保険施設との連絡調整。

(6) 利用料、その他費用の額

- ・居宅介護支援費の額は、地域での平均的な費用を基に厚生労働大臣が定める基準額(実際の費用が基準額を下回る場合は、実際の費用)の全額で、要介護者等の自己負担はないものとする。
- ・介護予防支援費の額は、厚生労働大臣が定める基準額のうち、地域包括支援センターを設置する安平町との業務委託契約によるものとし、要支援 1・2 該当者の自己負担はないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、勇払郡安平町内とする。

(その他運営についての留意事項)

第8条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後 1 か月以内

(2) 継続研修 年7回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持するものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人富門華会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 附 則

この規程の改正後の施行は、平成13年11月15日とし平成13年12月 1日より適用する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年 4月 1日から施行する。